

○東京藝術大学音楽創造・研究センターに関する要項

〔平成26年2月6日〕  
教授会決定

(設置)

第1条 東京藝術大学音楽学部に、創造ラボと研究ラボから構成される音楽創造・研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターを置く期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(目的)

第2条 センターは、創造ラボと研究ラボの活動を通じて、社会発信型芸術創造イニシアティブの開発及び戦略的展開を目的とした創造・研究プロジェクトを行うこととする。

(任務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる創造・研究を行う。

- (1) 伝統芸術と最新テクノロジーの融合による新たな芸術実践に関すること
- (2) 新たな創造実践や芸術の社会発信に関すること
- (3) 国内外における音楽分野の現況調査・分析・企画に関すること
- (4) 音楽学部・音楽研究科における研究推進及び研究支援に関すること
- (5) 国内外の音楽大学等との研究連携に関すること
- (6) その他、創造・研究プロジェクトに関すること

(組織)

第4条 センターの構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) センター長
- (2) 音楽学部教授会構成員のうちから学部長が指名した者
- (3) センターの任務に従事させるため採用した教員及び研究員（以下「教員等」という。）
- (4) その他、センター長が特に必要と認めた者

2 センター長は、音楽学部教授会構成員のうちから学部長が指名した者をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第3条の任務のうち重要事項に関すること
- (2) センターの運営に関すること
- (3) 教員等の採用に関すること
- (4) その他センター長が必要と認めること

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) センター長
- (3) 第4条大1項第2号及び第3号に規定する者

3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。委員長は、委員会を招集

し議長となる。

4 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立し、議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

5 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要項に定めるものの他、センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要項は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。